(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字西谷四〇の二一から四〇の二三まで・小字尾ノ内四九・五一・六五・六六・一七一の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一七一の二、一七四（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町長田字王平一〇五二の五五、字松尾頭一一〇三の一一、一一〇三の一二、米子市淀江町福岡字長田谷一三九二の一、一三九三、一三九四、淀江町稲吉字大谷一二〇八の一、字大平山一二一五の一、字エグナ谷一二二一の一、字大蓋原一一六八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁並びに米子市役所及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡大山町赤松字池ノ奥一七〇〇の五四、一七〇〇の五五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県中野市大字赤岩字北久保九七八の一、九七八の二、安曇野市明科東川手五四五五の一、五四五六、木曽郡王滝村四七五二の五、四七五二の一六、下伊那郡根羽村三一二三の二、三一三七の一、三一三七の二、三一三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁並びに関係市役所及び村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字横川字上飯沼沢三七六二のイ、三七六七の一、三七六八の一、三八〇七の一、三八〇九の一、三八一二の一、三八一三から三八一五まで、三八二七から三八二九まで、三八四七、五三二五から五三三〇まで、五三七八の一（次の図に示す部分に限る。）、五三七九（次の図に示す部分に限る。）、字飯沼沢三七六二のロ、三七六二のハ、三七六二のニ、三七六二のホ、三七六二のヘ、三七六二のト、三七六二のチ、三七六二のリ（次の図に示す部分に限る。）、三七六二のヌ、三七六二のル、三七六二のヲ（次の図に示す部分に限る。）、三七六二のワ、三七六二のカ、三八五八から三八六一まで、三八七二の二、三八七三、三八七四、五三七七のロ、五三七七のハ、字下飯沼沢五三三一、五三三二の一、五三三二の三、五三三二の四、五三三三から五三三八まで、五三三九の一から五三三九の五まで、五三三九のイ、五三四〇から五三五四まで、五三五五の一、五三五五の二、五三五六、五三五七のイ、五三五七のロ、五三五八、五三五九の一、五三五九のロ、五三六〇、五三六一、五三六三、五三六四、五三六六、五三六七（次の図に示す部分に限る。）、五三六八から五三七三まで、五三七四・五三七五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五三七六、五三七七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡辰野町大字横川字下飯沼沢四七二三から四七二五まで、四七二七から四七三〇まで、四七三一の一、四七三一の三、四七三一の四、四七三一の八、四七三一の二、四七三一のホ、四七三一のヘ、四七三二から四七四一まで、四七四三から四七四五まで、四七四六のイ、四七四六のロ、四七四七、四七四八、四七五〇から四七五四まで、四七五七、四七六〇、四七六三、四七六七から四七七一まで、四七七三から四七九一まで、四七九四、四七九六から四七九八まで、四八〇〇から四八〇九まで、四八一一、四八一二、四八一五から四八一七まで、四八一九、四八二〇の一から四八二〇の三まで、四八二一のイ、四八二一のロ、四八二二から四八二四まで、四八二五の一、四八二五の二、四八二六の一、四八二七から四八三二まで、四八三三のイ、四八三四から四八四二まで、四八四五から四八四八まで、四八五二、四八五四、四九〇六、四九一一の一、四九一一の二、四九一四の一、四九一五、四九三四、四九三七、四九六〇、四九六八の二、四九六八の三、四九六九の三から四九六九の五まで、四九七一、五〇二一から五〇二五まで、五〇二六の一、五〇二六の二、五〇三一の三、五〇三五から五〇三七まで、五〇四三のロ、五〇四六から五〇四八まで、五〇五〇、五〇五一、五〇五三、五〇五六、五〇七六のロ、五〇七八のイ、五〇七八のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下飯沼沢四七二三から四七二五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四七二七から四七三〇まで、四七三一の一・四七三一の二・四七三一の四・四七三二から四七三七まで・四七三九から四七四一まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、四七四三から四七四五まで、四七四六のイ、四七四六のロ、四七四八、四七五〇から四七五四まで、四七五七、四七六〇、四七六三、四七六七から四七七一まで、四七七三から四七九一まで、四七九四、四七九六から四七九八まで、四八〇〇から四八〇九まで、四八一一、四八一二、四八一五から四八一七まで、四八一九、四八二〇の一から四八二〇の三まで、四八二一のイ、四八二一のロ、四八二二から四八二四まで、四八二五の一、四八二五の二、四八二六の一、四八二七から四八三二まで、四八三三のイ、四八三四から四八四二まで、四八四五から四八四八まで、四八五二、四八五四、四九〇六、四九一一の一、四九一一の二、四九一四の一、四九一五、四九三四、四九三七、四九六〇、四九六八の二、四九六八の三、四九六九の三から四九六九の五まで、四九七一、五〇二一から五〇二五まで、五〇二六の一、五〇二六の二、五〇三一の三、五〇三五から五〇三七まで、五〇四三のロ、五〇四六から五〇四八まで、五〇五〇、五〇五一、五〇五三、五〇五六、五〇七六のロ、五〇七八のイ、五〇七八のロ、四七五七、四七六〇、四七六三、四七六七から四七七一まで、四七七三から四七九一まで、四七九四、四七九六から四七九八まで、四八〇〇から四八〇九まで、四八一一、四八一二、四八一五から四八一七まで、四八一九、四八二〇の一から四八二〇の三まで、四八二一のイ、四八二一のロ、四八二二から四八二四まで、四八二五の一、四八二五の二、四八二六の一、四八二七から四八三二まで、四八三三のイ、四八三四から四八四二まで、四八四五から四八四八まで、四八五二、四八五四、四九〇六、四九一一の一、四九一一の二、四九一四の一、四九一五、四九三四、四九三七、四九六〇、四九六八の二、四九六八の三、四九六九の三から四九六九の五まで、四九七一、五〇二一から五〇二五まで、五〇二六の一、五〇二六の二、五〇三一の三、五〇三五から五〇三七まで、五〇四三のロ、五〇四六から五〇四八まで、五〇五〇、五〇五一、五〇五三、五〇五六、五〇七六のロ、五〇七八のイ、五〇七八のロ